

平成31年度(令和元年度)ガス小売事業者(特定ガス発生設備)の立入検査実施結果について

関東東北産業保安監督部東北支部 保安課

1. 立入検査の実施について

当支部では、ガス小売事業者（特定ガス発生設備）における法令の遵守状況及び自主保安体制の確立状況等を確認するため、毎年度、ガス事業法第172条第1項に基づく立入検査を実施しています。

立入検査対象事業者の選定は、次により行っています。

- (1) 前回検査から5年以上検査を実施していない事業者
- (2) 検査未実施地点群が多数の事業者
- (3) その他、保安上必要と認められる事業者

2. 立入検査の内容について

立入検査では、主に以下の項目について確認しています。

- (1) 技術基準の適合状況
- (2) 保安規程の遵守状況
- (3) 保安業務規程の遵守状況
- (4) ガス主任技術者の選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況
- (5) 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況
- (6) 消費機器の周知及び調査の実施状況
- (7) その他ガス事業法の保安に関する規定の遵守状況

3. 立入検査の結果について

平成31年度(令和元年度)は、特定製造所の維持管理状況、他工事の把握及び対応状況、導管埋設図の整備状況、経年管対策の実施状況、保安教育の実施状況、消費機器調査の実施状況、消費機器調査の実施状況、災害時の通報・対応体制の整備状況を重点確認項目とし、28事業者に対して立入検査を実施しました。

立入検査の結果、文書により改善を求めた指導事項は37件（17事業者）ありましたが、これらについては、後日提出された改善報告書により改善状況を確認しました。

文書により改善を求めた指導事項は次のとおりです。

(1) 平成31年度(令和元年度)ガス小売事業者(特定ガス発生設備)に対する改善指導事項

① 技術基準適合状況 (9件)

- 不使用内管の漏えい検査を適切に実施していなかった。(1件)
- 保安物件に対する離隔距離が不足している。(2件)
- 特定製造所と火気設備との距離が不足している。(1件)
- 誤操作防止のための措置が、一部講じられていない。(1件)
- 特定製造所の換気口面積が不足している。(1件)
- 接地抵抗記録の確認が出来ない。(3件)

② 保安規程遵守状況 (6件)

- 定期自主検査の検査頻度が、別表2に規定されていない。(2件)
- 保安規程に、定期自主検査に関する規定が定められていない。(1件)
- 保安教育の実施記録が作成されていない。(1件)
- 6ヶ月に1回以上の頻度で実施する、導管の巡視点検が実施されていない。(2件)

③ 保安業務規程遵守状況 (3件)

- 保安業務規程別表1の保安管理組織図の内容が現状と相違している。(1件)
- 有資格者の中から保安業務監督者を選任していない。(1件)
- 電話窓口業務に従事する者に対する教育及び訓練が実施されていない。(1件)

④ ガス主任技術者選任状況並びにガス工作物の工事・維持及び運用に関する保安監督の職務状況 (0件)

⑤ 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況 (6件)

- 定期自主検査の実施がされていない。(5件)
- 定期自主検査の記録に、詳細な検査結果が記載されていない。(1件)

⑥ 消費機器の周知及び調査の実施状況 (5件)

- 4年に1回以上の頻度で実施すべき消費機器調査が適切に実施されていない。(3件)
- 消費機器の調査結果が、適正に報告されていない。(1件)
- 調査員の資格を有していない者が消費機器調査を実施していた。(1件)

⑦ その他ガス事業法の保安に関する規定の遵守状況 (8件)

- 特定ガス工作物の変更手続きがなされていない。(1件)
- 障壁の扉の重ね代が不足しているため、障壁の扉とは認められない。(7件)